

障害者総合支援法・児童福祉法 サービス利用のてびき

宍粟市健康福祉部障がい福祉課作成
令和8年4月1日現在



目 次

1 自立支援給付・障がい児通所 給付とは	P.2	25 地域移行支援	P.12
2 自立支援給付・障がい児通所 給付利用の流れ	P.4	26 地域定着支援	P.12
3 サービス等利用計画・障がい児 支援利用計画について	P.6	27 児童発達支援	P.13
4 月ごとの利用者負担には上限が あります	P.7	28 居宅訪問型児童発達支援	P.13
5 居宅介護(ホームヘルプサービス)	P.8	29 放課後等デイサービス	P.13
6 重度訪問介護	P.8	30 保育所等訪問支援	P.13
7 同行援護	P.8	31 自立支援医療(育成医療)	P.14
8 行動援護	P.9	32 自立支援医療(更生医療)	P.14
9 療養介護	P.9	33 自立支援医療(精神通院医療)	P.14
10 生活介護	P.9	34 補装具費の支給(購入・修理)	P.14
11 短期入所(ショートステイ)	P.9	35 障がい者相談支援事業	P.15
12 重度障がい者等包括支援	P.10	36 意思疎通支援事業	P.15
13 施設入所支援	P.10	37 日常生活用具の給付	P.15
14 自立訓練(機能訓練)	P.10	38 ガイドヘルプ(移動支援)事業	P.16
15 自立訓練(生活訓練)	P.10	39 日中ショートステイ (日中一時支援)事業	P.16
16 宿泊型自立訓練	P.10	40 地域活動支援センター	P.17
17 就労移行支援	P.10	41 知的障がい者職親委託事業	P.17
18 就労選択支援	P.10	42 自動車運転免許取得費、 自動車改造費の助成	P.17
19 就労継続支援A型	P.11	43 障がい者訪問入浴サービス 事業	P.17
20 就労継続支援B型	P.11		
21 就労定着支援	P.11		
22 自立生活援助	P.11		
23 共同生活援助(グループホーム)	P.12		
24 計画相談支援	P.12		



お問合せ先		
担当課	電話番号	FAX
障がい福祉課	63-3101	63-3062
一宮保健福祉課	72-2100	72-2110
波賀保健福祉課	75-8800	75-2415
千種保健福祉課	76-8600	76-8110

1. 自立支援給付・障がい児通所給付とは

障がいの種類（身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病）にかかわらず、障がいのある人・児童の自立支援を目的に全国一律で共通に提供するサービスが自立支援給付です。日常生活に必要な支援を受ける「介護給付費」や自立した生活に必要な訓練等の支援を受ける「訓練等給付費」は、利用者などからの申請により認定や決定を経てサービスを受けます。その他に、「自立支援医療費」「補装具費」などがあります。



自立支援給付

・介護給付

- 居宅介護
- 行動援護
- 短期入所
- 施設入所支援
- 重度訪問介護
- 療養介護
- 重度障がい者等包括支援
- 同行援護
- 生活介護



・訓練等給付

- 自立訓練（機能訓練）
- 就労移行支援
- 就労選択支援
- 自立生活援助
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労継続支援A型
- 就労定着支援
- 宿泊型自立訓練
- 就労継続支援B型
- 共同生活援助

・相談支援給付

- 計画相談支援
- 障がい児相談支援

・地域相談支援給付

- 地域移行支援
- 地域定着支援

・障がい児通所給付

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

・自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療

・補装具費

■日中活動と住まいの場の組み合わせ

1日におけるサービスを「日中のサービス」（日中活動事業）と「夜間のサービス」（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。 サービスを利用する際には、利用者一人ひとりの個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。

日中活動の場

以下から1ないし複数の事業を選択

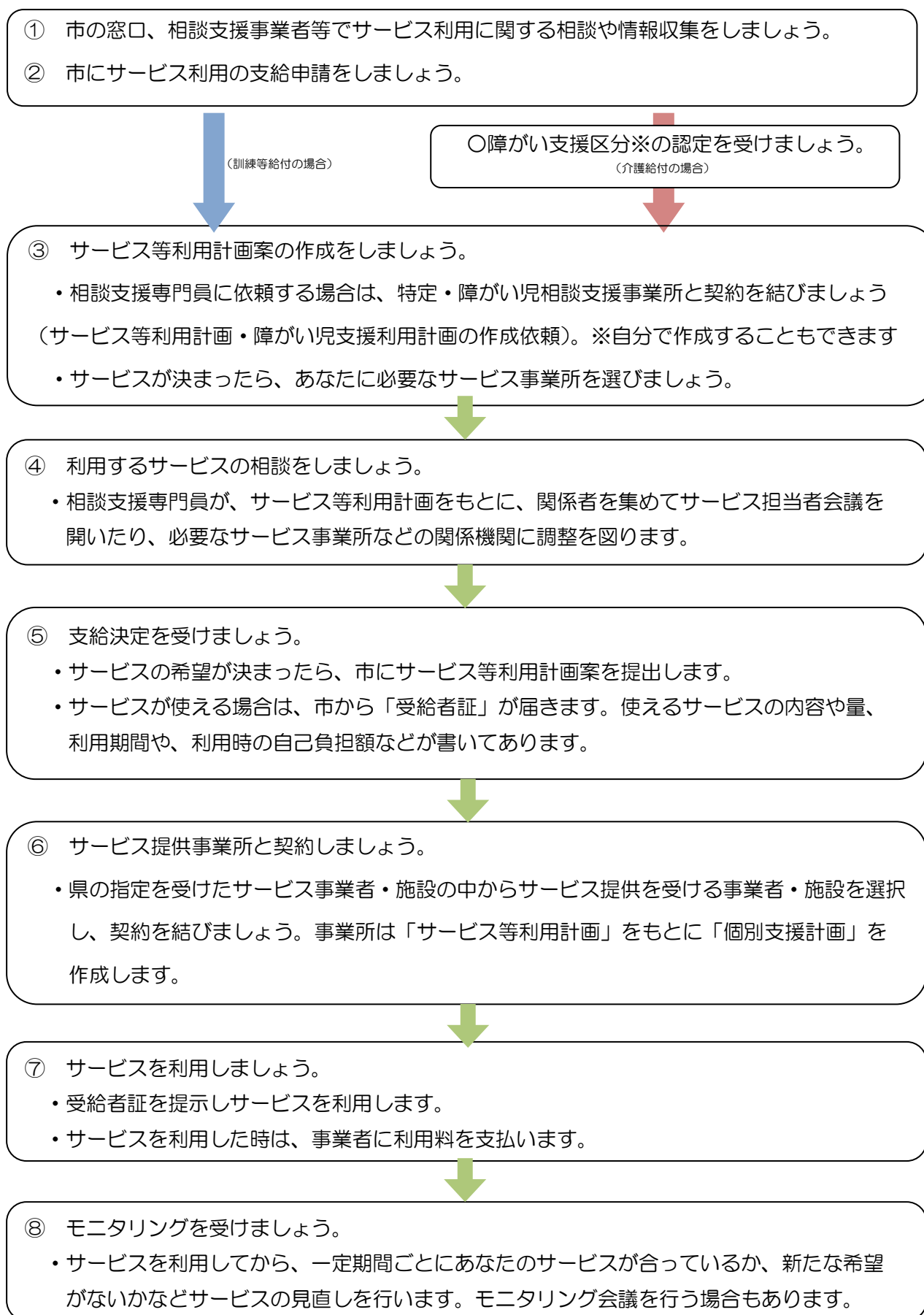
- 療養介護
- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型＝雇用型、B型）
- 地域活動支援センター（地域生活支援事業）

＋
プラス

住まいの場

- 在宅生活
- 障がい者支援施設の施設入所支援
- 又は
- 居住支援（グループホーム・福祉ホーム）

2. 自立支援給付（介護給付・訓練給付）・障がい児通所給付利用の流れ



※障がい福祉サービスのうち『介護給付』では、「障がい支援区分」が導入されます。

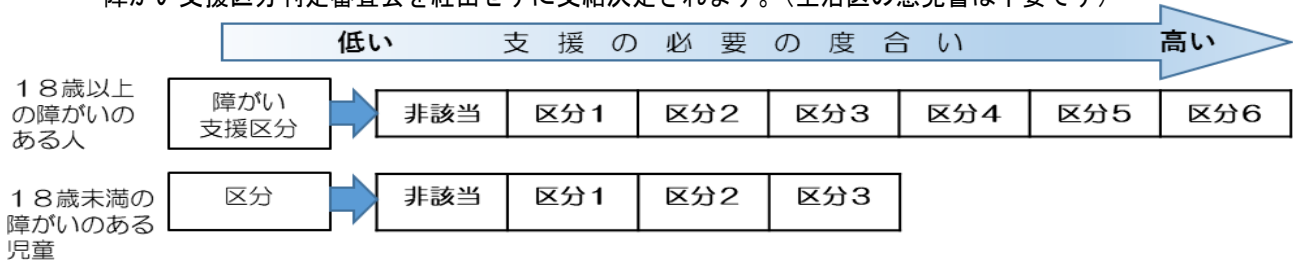
「障がい支援区分」とは、障がいの多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、訪問調査時の心身の状況等の聴き取りや主治医の意見書をもとに、

「市障がい支援区分判定審査会」で決定されます。

障がい支援区分によって利用できるサービスが分かれます。

※ 重度訪問介護・重度障がい者等包括支援を利用しない18歳未満の児童は、

障がい支援区分判定審査会を経由せずに支給決定されます。(主治医の意見書は不要です)



障がい支援区分等	利用できるサービス															
	介護給付								訓練等給付				地域生活支援事業		児童	
	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障がい者等包括支援	施設入所支援	自立訓練 (生活訓練・機能訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型・B型)	共同生活援助 (GH)	日中ショートステイ	ガイドヘルプ	児童通所支援
非該当	○	○	○ 身体介護なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
区分1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
区分2	○	○	○	○	○ 50歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 身体介護有	○
区分3	○	○	○	○	○	○	○	○ 50歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○
区分4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
区分5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
区分6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- 注1) 重度訪問介護の対象は、区分4以上で①二肢以上に麻痺等があり、認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「できる」以外と認定されている方②障がい支援認定調査項目のうち、行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の人
- 注2) 同行援護の対象は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人。障がい支援区分を用いず、「同行援護アセスメント票」及び「同行援護対象者(夜盲等)に係る意見書」により判定する。「身体介護を伴う」サービス利用希望の場合のみ支援認定を要する。
- 注3) 行動援護の対象は、知的障がい、精神障がいがあり、区分3以上で認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上の人。
- 注4) 療養介護の対象は、区分6で筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人又は、区分5以上で筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいのある人。
- 注5) 重度障がい者等包括支援の対象は、区分6で意思疎通が著しく困難な人。(筋ジストロフィー、脊椎損傷、ALS、遷延性意識障がい、重症心身障がいのある人、強度行動障がい等)
- 注6) 障がい支援区分は、介護給付を利用される場合に認定を行います。訓練等給付、地域生活支援事業を利用される場合には調査のみを行います。

3. サービス等利用計画・障がい児支援利用計画について

サービス等利用計画・障がい児支援利用計画とは

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある人（児童）の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

具体的には、相談支援専門員が、本人と家族等の思い・生活状況等を聞き取り、具体的な支援内容を織り込んだ計画を作成します。

相談支援専門員とは

サービス利用に関する相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行う他、サービス等利用計画を作成する専門職です。

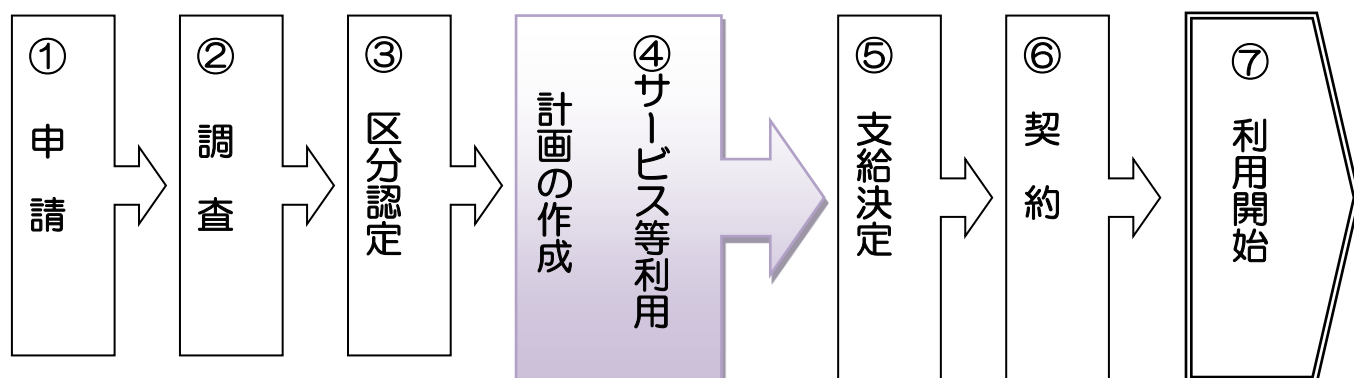


自己負担について

サービス等利用計画の作成に係る費用の負担はありません。

但し、特定・障がい児相談支援事業所が定める通常の支援実施区域を越えて、自宅等に訪問を依頼する場合は、別途交通費の実費負担が発生する場合があります（詳しくは、各事業所へお問い合わせください）。

〔基本的な流れ〕



※訓練等給付のみ利用される場合は、③は実施しません。

4. 月ごとの利用者負担には上限があります

障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上の障がいのある人(施設に入所する20歳未満を除く)については障がいのある人とその配偶者、18歳未満の障がいのある児童(施設に入所する20歳未満を含む)は保護者の属する住民基本台帳上の世帯となります。

●18歳以上の障がいのある人 (施設に入所する20歳未満を除く)

区分	生活保護	市民税 非課税世帯	市民税課税世帯		
			(市民税所得割額) 16万円未満	(市民税所得割額) 46万円未満	(市民税所得割額) 46万円超
居宅・通所	0円	0円	9,300円	37,200円	
入所	0円	0円	37,200円		
補装具	0円	0円	37,200円	全額自己負担	

●18歳未満の障がいのある児童 (施設に入所する20歳未満を含む)

区分	生活保護	市民税 非課税世帯	市民税課税世帯		
			(市民税所得割額) 28万円未満	(市民税所得割額) 46万円未満	(市民税所得割額) 46万円超
居宅・通所	0円	0円	4,600円	37,200円	
入所	0円	0円	9,300円	37,200円	
補装具	0円	0円	37,200円		

この他、低所得者(生活保護・市民税非課税世帯)に対しては、

- 施設入所の際の食費・光熱水費
- 共同生活援助(グループホーム)利用の際の家賃の負担を軽減する「補足給付」の制度があります。



5. 居宅介護（ホームヘルプサービス）

障がいのある人等につき、居宅において身体介護（入浴、排せつ及び食事等の介護）、家事援助（調理、洗濯及び掃除等の家事）並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

☆ 身体介護：食事、排せつ、衣服着脱、入浴等の介護、身体の清拭、洗髪、通院介助等

☆ 家事援助：調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買物、
関係機関等との連絡、その他必要な家事等

(市内指定事業所)

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
はりま自立の家	一宮町伊和 872 番地 48	72-2135	72-0082
宍粟市社協 ヘルパーステーション	山崎町鹿沢 65 番地 3	63-2300	62-1083
ヘルパーステーション絆	山崎町下広瀬 75 番地 3	63-1171	63-1172
けあビジョンホーム 宍粟訪問介護	山崎町野々上 105 番地 5	64-1050	64-1051

6. 重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人もしくは知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって常時介護を要し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

(市内指定事業所)

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
はりま自立の家	一宮町伊和 872 番地 48	72-2135	72-0082
ヘルパーステーション絆	山崎町下広瀬 75 番地 3	63-1171	63-1172

7. 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人等につき、外出時において、当該障がいのある人等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がいのある人が外出する際の必要な援助を行います。

(市内指定事業所)

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
宍粟市社協 ヘルパーステーション	山崎町鹿沢 65 番地 3	63-2300	62-1083
ヘルパーステーション絆	山崎町下広瀬 75 番地 3	63-1171	63-1172

8. 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人等であって常時介護を要する人につき、当該する人等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他、行動する際に必要な援助を行います。

(市内に指定事業所なし)

9. 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人につき、主として昼間または病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

(市内に指定事業所なし)

10. 生活介護

障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がいのある人であって、常時介護を要する人につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

(市内指定事業所)

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
はりま自立の家	一宮町伊和 872 番地 48	72-2135	72-0082
しそう自立の家	山崎町与位 696 番地 7	62-6133	62-6132
さつき園	山崎町五十波 390 番地 1	62-6882	62-6918

11. 短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人等につき、当該施設に短期間入所をして、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行います。

(市内指定事業所)

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
はりま自立の家	一宮町伊和 872 番地 48	72-2135	72-0082
しそう自立の家	山崎町与位 696 番地 7	62-6133	62-6132
グループホームひろたけ	山崎町山田 242 番地 1	62-5996	なし
グループホームほっこり	山崎町今宿 263 番地 1	62-6882	62-6918

12. 重度障がい者等包括支援

常時介護を要する障がいのある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人につき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を包括的に提供します。

(市内に指定事業所なし)

13. 施設入所支援

その施設に入所する障がいのある人につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。(市内指定事業所)

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
はりま自立の家	一宮町伊和 872 番地 48	72-2135	72-0082
しそう自立の家	山崎町与位 696 番地 7	62-6133	62-6132

14. 自立訓練（機能訓練）

障がい者支援施設もしくは障がい福祉サービス事業所に通所し、当該障がい者支援施設もしくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がいのある人の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

(市内に指定事業所なし)

15. 自立訓練（生活訓練）

障がい者支援施設もしくはサービス事業所に通所し、当該障がい者支援施設もしくはサービス事業所において、又は当該障がいのある人の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

(市内に指定事業所なし)

16. 宿泊型自立訓練

居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

(市内に指定事業所なし)

17. 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある人又は65歳以上の障がいのある人(65歳に達する前5年間引き続き障がい福祉サービスの支給決定を受け、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた人に限る)であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

(市内に指定事業所なし)

18. 就労選択支援

就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望や適性、就労能力などにあった働き方や就労支援サービスを選択できるよう支援を行います。

(市内に指定事業所なし)

19. 就労継続支援 A 型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。(市内指定事業所)

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
すみれ	一宮町生栖 32 番地 1	71-0618	74-8001
chobit	山崎町山崎 213 番地 3	73-9923	73-9702

20. 就労継続支援 B 型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち通常の事業所に雇用されていた障がいのある人であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。(市内指定事業所)

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
ラポール太陽	山崎町岸田 517 番地 2	62-7690	65-9007
ワークプラザすぎの木	山崎町宇野 319 番地	65-0170	65-0177
さつき園	山崎町五十波 390 番地 1	62-6882	62-6918
作業所はりまっ子山崎店	山崎町山田 40 番地 2 播磨総合ビル 2F	62-4124	62-4124
あゆみ	千種町黒土 89 番地	76-3800	76-3810
ピアサポートひまわりの家	山崎町段 194 番地 1	65-9205	65-9205
みみずく耕房	山崎町千本屋 210 番地 1	60-5781	60-5050

21. 就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がいのある人の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

(市内に指定事業所なし)

22. 自立生活援助

居宅における自立した日常生活を営む上での問題につき、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の状況を把握し、必要な助言や相談、関係機関との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

(市内に指定事業所なし)

23. 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むため、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

(市内指定事業所)

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
グループホームハイツ山崎	山崎町中広瀬 22 番地 1	62-8278	62-8278
グループホームひろたけ	山崎町山田 242 番地 1	62-5996	なし
グループホームあさがお	山崎町山崎 313 番地	71-0618	74-8001
グループホームほっこり	山崎町今宿 263 番地 1	62-6882	62-6918

24. 計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある人（児童）の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。具体的には、相談支援専門員が、本人と家族等の思い・生活状況等を聞き取り、具体的な支援内容を織り込んだ計画を作成します。

(市内指定事業所)

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
相談支援センター ゆめぶらん	一宮町閨賀 300 番地	72-8787	72-8788
穴粟市相談支援事業所 みずばしょう	山崎町今宿 5 番地 1 5	63-3111	63-3170
相談支援センター すぎの木	山崎町宇野 319 番地	65-0170	65-0177
相談支援事業所ぶらっと	山崎町高下 304-5	62-1015	62-1015
相談支援事業所 REBORN (リボーン)	山崎町高下 1190 番地 5	090-2388-0525	-

25. 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神に障がいのある人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。

(市内に指定事業所なし)

26. 地域定着支援

居宅において単身等で生活をしている障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談等などの支援を行います。

(市内に指定事業所なし)

27. 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。(医療型の市内指定事業所はなし。)

(市内指定事業所)

事業所名称	施設所在地	電話番号	FAX 番号
ひなたぼっこ	一宮町東市場 464 番地 山崎町生谷 149 番地	72-2387 67-9191	72-2387 67-9191
ファイト (R7.5.1～休止中)	山崎町山崎 83 番地 1	65-9852 090-3100-5110	なし
ハピライズ	山崎町鹿沢 79 番地 8	62-0123	62-0123

28. 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等で外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、児童発達支援を行います。

(市内に指定事業所なし)

29. 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

(市内指定事業所)

事業所名称	施設所在地	電話番号	FAX 番号
さつき園	山崎町五十波 390 番地 1	62-6882	62-6918
ひなたぼっこ	一宮町東市場 464 番地 山崎町生谷 149 番地	72-2387 67-9191	72-2387 67-9191
たいよう	山崎町岸田 517 番地 2	63-2010	65-9007
ファイト	山崎町山崎 83 番地 1	65-9852 090-3100-5110	なし
ハピライズ	山崎町鹿沢 79 番地 8	62-0123	62-0123

30. 保育所等訪問支援

集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

(市内指定事業所)

ひなたぼっこ	一宮町東市場 464 番地 山崎町生谷 149 番地	72-2387 67-9191	72-2387 67-9191
--------	-------------------------------	--------------------	--------------------

31. 自立支援医療（育成医療）

18才未満の人が対象です。身体に障がいのある人と同等の状態である方に必要な医療で治療し、日常生活を容易にすること等を目的としている医療制度です。制度を受けるには申請が必要です。

対象医療…口蓋裂・口唇裂を改善する歯科矯正、鼠径ヘルニア根治術、両側停留精巣を改善する手術、脊柱側弯症を改善する装具療法 等（育成医療の対象医療は多数あります）

32. 自立支援医療（更生医療）

18歳以上の人が対象です。身体に障がいのある人の更生に必要な医療で障がい除去し、または軽減して職業能力を増進し、日常生活を容易にすること等を目的としている医療制度です。制度を受けるには申請が必要です。

対象医療…冠動脈バイパス術、 A° -スルー埋め込み術、人工弁置換術、人工関節置換術 等

33. 自立支援医療（精神通院医療）

一定の精神障がいの状態にあり、通院により精神障がいの治療を受けている人に対して、その治療費を公費にて助成します。

※自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）の利用者負担として、原則1割の定率負担が生じますが、世帯の所得水準等に依りて一月当たりの負担上限額が設定されています。

34. 補装具費の支給（購入・修理・貸与）

身体に障がいのある人（児童）等の日常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の購入や修理を行うための制度です。

支給を受ける際には事前に申請が必要となります。支給条件や申請に必要な書類等をご説明しますので、ご相談ください。利用者負担は原則一割となります。（月額上限があります）

〔交付対象品目〕

品目（分類）	小分類
義肢	義手、義足
装具	下肢・靴型・体幹・上肢装具
姿勢保持装置	
視覚障がい者安全つえ	
義眼	
眼鏡	矯正・遮光・弱視眼鏡、コンタクトレンズ
補聴器	ポケット型、耳かけ型、耳あな型、骨導式ポケット型・眼鏡型
車いす	
電動車いす	
座位保持いす	（児童のみ）
起立保持具	（児童のみ）
歩行器	
頭部保持具	（児童のみ）
排便補助具	（児童のみ）
歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、プラットホーム杖
重度障がい者用意思伝達装置	
車載用姿勢保持装置	

35. 障がい者相談支援事業

下記において、身体・知的・精神に障がいのある人およびその家族に、各種福祉サービスの情報提供・介護相談など専門知識を持った職員が、いろいろな相談に応じます。

事業所名称	住所	電話番号	FAX
宍粟市 障がい福祉課	山崎町今宿 5 番地 15 (北庁舎 1 階)	63-3101	63-3062
福祉相談課 (基幹相談支援センター)	山崎町今宿 5 番地 15 (北庁舎 2 階)	63-3168	63-3169
一宮保健福祉課	一宮町安積 1347 番地 3	72-2100	72-2110
波賀保健福祉課	波賀町上野 257 番地	75-8800	75-2415
千種保健福祉課	千種町室 1060 番地 1	76-8600	76-8110
宍粟市社会福祉協議会	一宮町聞賀 300 番地	72-8787	72-8788

36. 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣・要約筆記者派遣）

聴覚や言語機能の障がいのため意思疎通が困難であり、社会生活を営む上で手話通訳や要約筆記を必要とする場合に手話通訳者または要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の支援を行います。

〔派遣依頼先：宍粟市障がい福祉課（TEL63-3101 FAX63-3062）〕

37. 日常生活用具の給付

日常生活を営むのに支障がある重度の障がいのある人（児童）等に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行う制度です。

日常生活用具の支給を受ける場合、原則一割、利用者負担（月額上限があります）が必要となります。なお、給付を受ける際には事前に申請が必要となります。条件詳細・申請に必要な書類等をご説明しますので、ご相談ください。（※の品目は申請前の事前連絡が必要です。）

〔給付対象品目〕

種 目	品 目	
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	体位変換器
	特殊マット	移動用リフト
	特殊尿器	訓練いす
	入浴担架	訓練用ベッド
自立生活 支援用具	入浴補助用具	火災警報機
	便器	自動消火器
	頭部保護帽	電磁調理器
	T字状、棒状のつえ	歩行時間延長信号機用小型送信機
	移動・移乗支援用具	聴覚障がい者用屋内信号装置
在宅療養等 支援用具	特殊便器	
	透析液加温器	酸素ボンベ運搬車
	ネブライザー（吸入器）	視覚障がい者用体温計（音声式）

	電気式たん吸引器	視覚障がい者用体重計
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	視覚障がい者用時計
	情報・通信支援用具	聴覚障がい者用通信装置
	点字ディスプレイ	聴覚障がい者用情報受信装置
	点字器	人工喉頭
	点字タイプライター	福祉電話（貸与）※
	視覚障がい者用ホム・タブ・ルコーダー	ファックス（貸与）※
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい者用ワードプロセッサ（共同利用）
	視覚障がい者用読書器	点字図書
	人工内耳用対外部装置	
排泄管理 支援用具	ストーマ装具（消化器系）	紙おむつ等 （紙おむつ、洗腸用具、サラシ、 ガーゼ等衛生用品）
	ストーマ装具（尿路系）	
	収尿器	
居宅生活動作 補助用具	住宅改修費	

38. 移動支援事業（ガイドヘルプ）

屋外での移動が困難な人や児童（視覚障がい、肢体障がい、知的障がい、精神障がい）に対して、必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出支援を行います。サービスを受けるには事前申請が必要です。

（市内指定事業所）

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
はりま自立の家	一宮町伊和 872 番地 48	72-2135	72-0082
宍粟市社協 ヘルパーステーション	山崎町鹿沢 65 番地 3	63-2300	62-1083
ヘルパーステーション絆	山崎町下広瀬 75 番地 3	63-1171	63-1172

39. 日中ショートステイ（日中一時支援）事業

障がいのある人（児童）を介護している家族の休息や就労の支援のため、日中、施設で一時的に見守ります。サービスを受けるには申請が必要です。

（市内指定事業所）

事業所名称	所在地	電話番号
はりま自立の家	一宮町伊和 872 番地 48	72-2135
しそ自立の家	山崎町与位 696 番地 7	62-6133
たいよう	山崎町岸田 517 番地 2	63-2010

40. 地域活動支援センター

障がいのある人等に対し、地域の実情に応じ創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を行うことにより、社会参加、社会復帰、地域生活支援の促進を図ることを目的とします。

(市内指定事業所)

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号
地域活動支援センター すずらん	山崎町段 196 番地 1	070-2300-2309	65-9205

41. 知的障がい者職親委託事業

知的に障がいのある人を対象に雇用促進と職場における定着性を高めるため、知的に障がいのある人（児童）の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導および技能習得訓練等を行います。

42. 自動車運転免許取得費、自動車改造費の助成

○自動車運転免許取得の助成

身体に障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るため、自動車運転免許（第1種運転免許に限る。）に要する費用の一部を助成する制度です。助成を受けるには申請が必要です。免許取得の際は、宍粟市役所障がい福祉課もしくは各保健福祉課までお問い合わせください。助成額は、費用の2/3以内で10万円が上限額です。

○身体障がい者自動車改造の助成

身体に障がいのある人が自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる人に対して費用の一部を助成する制度です。（所得制限があります。）助成を受けるには改造前に事前申請が必要です。助成額は、10万円が上限額です。

43. 障がい者訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難な重度の身体に障がいのある人に対し、入浴サービスを行うことにより、健康の増進及び衛生の保持並びに家族の負担軽減を図る制度です。サービスを受けるには申請が必要です。

(市内委託事業所なし)